

災害時における電気自動車及びパワーコンディショナーの使用に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）とJFEスチール株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、千葉市域で地震、風水害等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し又は発生するおそれがある場合の公務遂行に必要な電気自動車及びパワーコンディショナー（以下「電気自動車等」という。）の貸与について必要な事項を定めるものとする。

（内容）

第2条 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、乙に対し乙の保有する電気自動車等の貸与を要請することができ、乙はこの要請に対し可能な範囲において協力するものとする。

（支援要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対し前条の要請を行う場合、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出する。

（貸出台数）

第4条 乙が甲に対して貸し出す電気自動車等の台数は、甲から貸出要請があった時点で、乙が貸出し可能と判断した台数とする。

（充電設備の使用）

第5条 甲に貸し出した電気自動車の使用に必要な電源については、甲が設置する充電設備に不足が生じた場合等、必要に応じて乙が設置した充電設備を無償で使用し、充電することができる。

（連絡担当者）

第6条 甲及び乙は、本協定の実施に必要な甲乙双方の連絡先及び担当者等は別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は速やかに相手方に報告するものとする。

（運搬、引渡し）

第7条 甲の要請により乙が甲に貸し出す電気自動車等の引渡し場所は、千葉市本庁舎とする。また、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとし、乙が運搬の困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 前項の電気自動車等の引渡しは、乙が当該電気自動車等を本協定第3条に定める要請文書の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡す方法により行う。ただし、やむを得ない事情により要請文書の写しを提示できない場合は、予め甲乙間にて確認した身分証の提示をもってこれに代える。なお、当該甲の職員又は甲の指定する者による当該電気自動車等の確認及び受領をもって、当該引き渡しの完了とする。

（返却時期及び場所）

第8条 乙が甲に貸し出した電気自動車等の返却時期については、甲の判断によるものとし、乙が受け取る場所は千葉市本庁舎とする。

（経費の負担）

第9条 電気自動車等の貸出しに関しかかる、電気自動車等破損時の修繕費等を含む費用については、乙の負担とする。ただし、甲の故意、著しい過失または重過失により電気自動車等が破損した場合の修繕費の負担は、甲乙協議により定めるものとする。

2 本協定第5条に定める乙が設置した充電設備以外の箇所で充電した際の費用については、甲の負担とする。

（車両保険の取り扱い）

第10条 乙は電気自動車の貸出しにあたり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意、著しい過失または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合の乙の費用増加相当分の負担は、甲乙協議により定めるものとする。

（円滑な運用）

第11条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに相互連携を図るための訓練を必要に応じて行うものとする。

（履行の免除）

第12条 甲は、乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行の一部又は全部を免除することができるものとする。

（有効期間）

第13条 本協定の有効期間は、平成30年10月15日から平成31年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第14条 本協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年10月15日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長

乙 千葉市中央区川崎町1番地
JFEスチール株式会社
専務執行役員 東日本製鉄所長